

○鳥取県地方港湾審議会条例

昭和 49 年 6 月 10 日

鳥取県条例第 16 号

鳥取県地方港湾審議会条例をここに公布する。

鳥取県地方港湾審議会条例

(設置)

第 1 条 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 35 条の 2 の規定に基づき、県が管理する重要港湾及び地方港湾に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(昭 50 条例 29・一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 14 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(昭 50 条例 29・昭 59 条例 28・平 19 条例 62・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 港湾関係者

(3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平 19 条例 62・一部改正)

(臨時委員)

第 4 条 臨時委員は、知事が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる者につき任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が議事に参与し、決議の数に加わることができるものとする。

(平 19 条例 62・一部改正)

(雑則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(平 19 条例 62・旧第 8 条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 28 号)抄

- 1 この条例は、昭和 59 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 62 号)

この条例は、公布の日から施行する。